Research and Practice of Law-Related Education on Contract and Consumer Protection

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/46092

契約と消費者保護に関わる法教育の研究と実践

福本　知行・金沢法友会

目次

第１章　はじめに
第２章　契約と消費者保護に関わる法教育の難しさ
第３章　大学生による教材作成と実践授業
　１．準備段階
　２．実践その①（高大連携講座）
　３．高大連携講座の反省を踏まえた練り直し
　４．実践その②（守山中学校出前授業）
第４章　検討
　１．法学を学ぶ学生にとっての意義
　２．法教育・法学教育の充実のために得られた知見

第１章　はじめに

本稿は、金沢大学法学類公認サークル「金沢法友会」の学生が、著者（福本）の指導の下で2015年度に取り組んだ、法教育の実践と研究の成果報告である。金沢法友会では、2010年度に法教育の研究と実践の活動を開始し、2011年度から毎年、夏季休業期間中に実施される、金沢大学と滋賀県立虎姫高校との高大連携講座[1)]において、虎姫高校のご厚意により、学生が制作した法教育教材による実践授業を提供している。また、2014年度からは、著者

1)　この事業については、野坂佳生・福本知行・荒井美友季「金沢法友会における法教育の研究と実践――学士課程法学教育におけるその意義――」金沢法学55巻1号（2012）33頁以下、38頁参照。

（福本）の友人の倉公一教諭のご厚意により、滋賀県立守山中学校において、法教育出前授業として、同じく学生による実践授業を提供している。しかしながら、学生サークルによる取組みということもあって、成果を文章の形で取りまとめて公表するまでの態勢を構築することが困難であった。このほどようやく、態勢が整ったので、本稿の執筆に至った。そしてこれにより、契約と消費者保護に関わる法教育を充実させるための知見を提供するとともに、法学を専門に学ぶ学生が、法教育の担い手の一角として、どのような役割を果たすことができ、また彼らが法教育の実践と研究にコミットすることが、法学を学ぶ上でどのようなメリットがあるかを考察するための実例をも提供しうると考える。

以下ではまず、今回テーマとして設定した、契約と消費者保護の分野の法教育をめぐる問題状況を説明する（第2章）。続いて学生による教材作成の過程とその成果物たる教材を紹介するとともに、実践授業の概要を報告し（第3章）、最後に、この分野の法教育を充実させるために得られた知見と、法学を専門に学ぶ学生がこの取組みを通じて得たものを明らかにする（第4章）[2)]。

第２章　契約と消費者保護に関わる法教育の難しさ

本章では、今般の取組みを開始するにあたって、著者（福本）が学生に提示した問題意識を、明らかにする。

契約を含む私法分野の法教育は、近年ようやく緒についたところであり、憲法学習の反復・継続により、曲がりなりにも地歩を占めている公法分野の

2)　なお本稿のうち、第１章、第２章、第４章２．は、専ら福本が執筆した。第３章、第４章１．は、実践授業を担当した学生が協力して取りまとめた草稿を基礎に、福本との間で加筆・修正のためのやりとりを重ねることで完成させた。したがって、本稿は実質的に、関係した学生全員と福本の共同執筆であるが、学生各人の分担個所を特定することが不可能なので、団体としての金沢法友会と福本の共同執筆の形をとり、学生の学年と氏名を後掲注23）及び30）で紹介することとした。

それと比較すると、立遅れが否めない[3]。のみならず、これまでの社会科あるいは公民科の授業では、例えば消費者保護法制や雇用・労働に関わる諸制度のように、私法の一般原則から見れば、特別法の位置を占めることになる領域に多くの時間が割かれてきた。これは、社会において現に問題となっていることに対し、どのような法的あるいは制度的な手当てが行われているかを理解させるものとして、それ自体に少なからざる意味があることは確かである。しかしながら、私法の一般原則との関連性が十分に意識されないまま取り扱われることに問題がなかったか、反省の必要があると思われる[4]。

例えば、消費者保護において必ず取り上げられる、クーリング・オフ制度を例に挙げると、私法あるいは契約法における原則、あるいは自明の理ともいうべき「契約は守らなければならない」という命題が深められることなく、またこれとの関連性を意識させることなく、単に知識としてクーリング・オフが教えられることは、大きな問題を孕んでいる。単純化すれば、クーリング・オフは、消費者がひとたび締結した契約を、後から「やめ」にすることができる、という制度であるから、「契約は守らなければならない」という、ある意味で「当たり前のこと」と相反する結果をもたらすことになる。そうすると、私法の一般原則との関連が意識されないままであると、原理・原則

3) こうした状況を打開すべく、法教育推進協議会が「私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて」を2009年に公表している（http://www.moj.go.jp/content/000112183.pdf、2016年5月10日閲覧）。また、大村敦志『「法と教育」序説』（2010・商事法務）57頁以下、同『市民社会と＜私＞と法II――高校生のための民法入門』（2010・商事法務）の第3章、沖野眞已「民法分野における法教育の今後について」大村敦志・土井真一編著『法教育のめざすもの――その実践に向けて――』（2009・商事法務）119頁以下も参照に値する。

4) このことの問題性を端的に強調するものとして、大村敦志・道垣内正人・吉田俊弘「鼎談『高校から大学へ、入門から専門科目へ』」法教367号（2011）4頁、6頁以下［吉田発言］がある。また、土井真一「法教育の基本理念――自由で公正な社会の担い手の育成」大村・土井・前掲注3）3頁、23頁以下は、学習指導要領の改訂に関連づけて、同様の指摘をする。

から遊離した表面的な理解が普及するだけで、クーリング・オフの背景にある考え方を理解させる妨げにすらなりかねないし、「契約は守らなければならない」という自明の理の理解も、曖昧なものにする恐れがある。このように、一般原則との関係を意識しないままであると、一方において、特別法領域の理解自体が表面的なものに止まり、他方において、社会全体のしくみを正確に理解させる妨げともなる。

近年、中高の教科書にも、契約が正面から取り上げられるようになったとはいえ、クーリング・オフをはじめとする特別法上の制度との関連づけは、それほど意識されていないように見受けられる。そうだとすると、何よりもまず、契約の原理・原則をできる限り突き詰めた上で、これとの関係でクーリング・オフを位置づけて理解できるようにする工夫が必要である[5)]。もともと契約は、現代社会の基本的秩序を形成する制度のひとつであり、これについての原理・原則の理解を深めることは、社会のしくみを理解するための有力な手がかりを提供することが期待できるはずである。のみならず、法学を学ぶ学生は、教科書等でも多くのページが割かれる「例外」（＝契約に関して何らかの問題があった場合）の方に目が行きがちになるが[6)]、原理・原

5) このような問題意識は、教育現場からも提示されている。例えば、永野薫「『契約』の向こう側」法律のひろば57巻11号（2004）55頁、江口勇治・大倉泰裕編『中学校の法教育を創る　法・ルール・きまりを学ぶ』（2008・東洋館出版社）138頁以下［岡田智行］参照。また、大村敦志『法教育への招待――法学から見た法教育』（2015・商事法務）177頁以下の実践編は、法学を学ぶロースクール生による法教育実践の貴重な記録であるが、同187頁からは、ロースクール生にとっても契約の拘束力が難問であったことが窺われる。

6) 例えば、無権代理や表見代理をめぐる判例や学説をかなり熱心に勉強している真面目な学生に、有権代理の場合に、代理人が締結した契約の効果が本人に帰属するしくみを問うても、満足に説明できないということが往々にして見られる。教科書等の叙述は、（ある意味で当然ではあるが）何か法的な問題が起こった場合に、それにどのような解決を与えるか、という筋道に重点が置かれるけれども、それとは別に（あるいはその前提として）、問題が起こっていない「平時」の秩序を原理・原則に遡って説明する経験を積むことも、同様に必要なことであろう。

則を掘り下げた上で、それとの関係で「例外」を位置づけ、「例外」を根拠づける、というプロセスを体験的に身につけ、さらにそこでの思考プロセスを人に理解してもらう方法を考えることは、一見回り道をしているように見えて、法学を学ぶ上でも実は有用なことである。ここでの例に即して言えば、「契約は守らなければならない」のはなぜか、という「契約の拘束力」の根拠を掘り下げた上で、いわゆる「例外」の場面において、この根拠に遡って、あるいはこの根拠を道具として、「契約に拘束されない場合がある」あるいは「契約を守らなくてもよい場合がある」、ということを理解してもらう方法を考え、実践することには、少からぬ価値がある[7)]。

もともと、契約制度は極めて汎用的なものである。クーリング・オフが問題となりうる場面というのは、我々の日常生活との関連性を考えればもちろん重要な場面ではあるけれども、契約が機能する場面全体からすれば一部にすぎない。例えば、商取引をはじめとする経済活動は、すべて契約を手段として行われているのであるし、貿易（＝国際的な取引）も、同様である。現状では、契約を用いて、社会のしくみを分析するような視点は、少なくとも、高校までの学校教育ではほとんど見られないが、契約についての原理・原則を掘り下げた成果は、経済分野を含む、社会科あるいは公民科の学習に還元

7） ただし、原理・原則をめぐる論争に決着をつける「正解」を出すことを目的とするのではない、という点には常に注意を喚起した。前注とは別の方向で真面目な学生がこの点を勘違いすると、何が正しいのかを考えあぐね、堂々巡りを繰り返してしまうことが、往々にして見られるからである。ここでの目的はむしろ、「自明の理」を大真面目に説明し切ることの難しさ・面白さを知ることにある。したがってまた、この問題をめぐる民法学の最先端の研究動向にコミットするようなことは全く意図していない（それは、民法学者でもない著者（福本）の手にも余ることである）。その意味で、例えば早川眞一郎「法教育における民法学の役割」ジュリ1404号（2010）16頁、19頁で示されている、ルールの背後にある考え方、その前提となっている社会像・人間像を考えさせる作業には、契約法学の研究成果の蓄積が必要である、という認識を共有した上で、これまでの研究成果を広く一般に理解してもらい、議論の裾野を広げるひとつの試みと言うことができる。

しうる可能性もあろう。

第３章　大学生による教材作成と実践授業

１．準備段階

以上のような問題提起を受けて、高大連携講座に向けて教材作成の準備に着手した。後述のように、この講座は1コマ90分の授業3コマをセットとして開講するという、かなり大がかりなものであるので、準備は4月中旬頃から、毎週1回火曜日の夕方にミーティングを開催し、前週からの作業の進捗状況を報告するとともに、全体の認識を共有し、次週までの宿題を確認することを繰り返す形で進めた[8]。以下では、準備段階における、今回のテーマそのものの理論的検討の結果を紹介し（１）、次いで、それをベースとして、教材を作成するにあたり、どのような仕掛けを用意したか、という教材作成上の工夫を説明する（２）。

（１）理論的検討

①なぜ契約は守らなければならないのか？

法教育として契約を取り上げる際、契約とはどのようなものであり、どのようなしくみをもつ制度であるかを理解させることはもちろんであるが、それだけではただの暗記に終わり、そもそも中高生の記憶にとどまるかも定かではない。そこで、今回の実践授業は、「なぜ契約は守らなければならないのか？」という、法学的にいえば「契約の拘束力の根拠」にさかのぼり、契約を理解させるための道具としてこれを用いることを構想した。契約の拘束力は往々にして、「自明の理」「公理」[9]として片づけられ、民法の教科書やコ

8）　もっとも、それだけでは完成することができなかったため、高大連携講座に向けて、盆休み明けの8月17日からの3日間は、ほぼ終日、準備に取り組むこととなった。

9）　星野英一「現代における契約」同『民法論集第3巻』（1972・有斐閣）1頁以下、21頁（初出・1966）参照。

ンメンタールを見ても、それほど詳細な説明はない[10]。そのため、根拠を問うことなく「ルールだから守らなければならない」というように単純化されかねないが、それは法教育の趣旨から言って決して望ましいことではない。そこで、この問題を取り扱っている論文を検索したところ、星野英一「現代における契約」が詳細な検討を加えているのに接した。この論文から、契約の拘束力の根拠を説明するためのキーワードとして、「意思」と「信頼」のふたつを抽出するとともに、これらふたつの見方が相対立するものではなく、むしろ現代における契約の理論は、このふたつが補完し合って成り立っていることを把握した。

「意思」による説明は、「自らの意思で結んだ契約は守らなければならない」とするものである。このような見方は西欧近代に、神や自然などの客観的秩序を人への義務づけの根拠とする理論に対する批判として現れたといわれている。ルソーの「社会契約論」が人の国家主権に対する義務づけの根拠を人の意思に求めたことに、義務の基礎づけを自己の意思や合意に求める考え方がよく現れている。カントはこれを、人格の自律の思想――自由とは、感情にとらわれず理性的に判断し、自律的に行動することと考える思想[11]――とあわせて、私人の私人に対する義務ないし契約の拘束力の基礎づけに当てはめた。そして法学の世界では、このことが「私的自治の原則」として説明される。

「信頼」による説明は、「表示によって相手に『契約は守られるはずだ』という信頼を生じさせたものはこれに忠実でなければならない」ことを契約の拘束力の根拠とするものである。もともとは意思による説明よりも古くからある見方で、契約は契約であるために守らなければならないとし、その違反

10）例えば、谷口知平・五十嵐清編『新版注釈民法(13) 債権 (4)［補訂版］』(2006・有斐閣) 4頁以下［谷口知平・五十嵐清］。

11）小寺聡編『もういちど読む山川倫理』(2011・山川出版社) 115頁以下、田中成明・竹下賢・深田三徳・亀本洋・平野仁彦『法思想史（第2版）』(2000・有斐閣) 91頁以下。

は神に背くことだとするような宗教的根拠づけがなされていたようである。時代が下ると、その基礎づけの根拠は神から表意者の言葉を聞いた相手方の信頼へと代わった。そしてこのような見方は、信義誠実の原則（民法1条2項）として、法規範化されている[12)]。

②なぜ、契約を守らなくてもよい場合があるのか？

契約の拘束力の根拠を理解することは、逆に契約の拘束力が否定されるべき場合を理解することにもつながる。守らなければならないはずの契約を守らなくてもよい場合があるか、あるとすればなぜ守らなくてもよいのか、といった問いを考える際にも、「意思」と「信頼」は有力な道具となりうる。例えば、契約当事者が何らかの理由で意思形成の過程で干渉を受けていたとすれば、それは「自由な意思」で結ばれた契約とはいえないから、契約の拘束力は正当化されない可能性がある。また、契約は守られるはずだ、という信頼が相手方に生じる基礎が欠けている場合も、同様である。

クーリング・オフも、契約の拘束力が否定されるべき場面に位置づけられる。そして、クーリング・オフは、当事者が対等であることを前提とする通

12）この意味で、今日の私法秩序は、近代市民革命の所産として確立した新しい理想である、個人の尊厳あるいは「意思」の尊重を基盤としているとしても、「約束を破るな」あるいは「他人の信頼を裏切るな」という古くからの観念も、一般的前提として当然に通用しており、文脈に応じて具体的意味内容は異なるけれども、民法上、様々なところ（例えば、表見法理や民法94条2項の類推適用論、動産の即時取得など）で、「信頼」保護が具体化されている。そして今日では、私的自治あるいは契約自由が私法の基本原則のひとつとして、信義誠実よりも前面に出されることからすれば、「意思」の観点を原則としつつ、「信頼」の観点が補完的役割を果たしている、というのが両者の関係であろう。もっとも（推測の域を出ないが）、わが国では、このような意味での「意思」と「信頼」に根差す西洋近代の契約理論が、俗にいう「武士道精神」に象徴される伝統的契約観念の上に接ぎ木されたので、市民の法意識のレベルでは、特に「信頼」の観点には、道徳的色彩が未だ拭い難く残存しているようである。そのため、規範化された「信義誠実」と、契約あるいは約束は守られるはずだという「信頼」との間には、微妙に意味・内容のずれがあり、これも説明を難しくする要因かもしれない。

常の契約とは異なり、契約当事者である消費者と事業者との関係が「対等でないこと」を前提とした制度である。すなわち、事業者は消費者に比べて商品やサービスについての情報量や交渉スキルにおいて優位にあり、また契約交渉を行う準備ができた状態で消費者と交渉に臨むことから心理的な余裕もある。このような点で事業者と消費者の関係は対等とはいえないのである[13)]。この「対等でないこと」を「力の差」とした上で、クーリング・オフについても、「意思」と「信頼」を道具として説明する方法を検討した。

まず、「意思」の観点からの説明は次のとおりである。すなわち、クーリング・オフは自分の選択に責任を持つという考え方がストレートに当てはまらない場面を念頭に置いた制度である。クーリング・オフが可能な場合でも、契約を結ぶ際に意思表示の合致が見られないわけではないから、通常の契約と同様に「自分の意思で結んだ契約は守らなければならない」という根拠づけが当てはまり、本来であれば契約に拘束されるはずである。しかし、消費者は契約を結ぶまでのプロセスの中で、自分の意思を確固たるものにする余裕を与えられていない[14)]。例えば、訪問販売の例では、家に突然押しかけてきた事業者に迫られて商品を買わされる、というプロセスの中で、消費者が商品を購入するかどうかを冷静に考える余裕がないことは容易に想像できる。このような事態に陥った消費者がクーリング・オフをする権利を持っていれば、それは事後的に意思形成の機会を与えられるとともに、「力の差」を埋めることにもなる。

他方で、「信頼」の観点――意思表示によって信頼を与えた者はそれに忠実でなければならない――からの説明は次のとおりである。すなわち、クーリング・オフが可能な事例で消費者のした意思表示には、相手方に「契約は守られるはずだ」という信頼を与えうるだけの力が欠けている。信頼を与えていない以上、それに忠実である必要もない、ということになる。訪問販売

13）日本弁護士連合会編『消費者法講義（第4版）』（2013・日本評論社）21頁以下。
14）日本弁護士連合会編・前掲注13）5頁。

の例では、消費者が事業者に対して「買います」と言ったとしても、その意思表示は、相手方に「契約は守られるはずだ」という信頼を与えるほどに真剣なものとは言い難いから、その意思表示に忠実である必要もないのである。

このように、クーリング・オフによって契約の拘束力を免れて、契約を守らなくてもよいとされることの実質的な理由は、①意思の形成が本来の想定通りに行われていないために、自らの自由な意思で契約を結んだとはいえないこと、②自己の意思を確固たるものにする余裕がないままになされた表示行為には、契約の相手方に「契約は守られるはずだ」という信頼を与える基礎が欠けていること、の2点にまとめることができる。

（2）教材作成上の工夫

ここでは、（1）で整理した理論的検討の結果を、中高生が理解できるような授業内容に編成するために、どのような工夫をしたかを説明する。

①到達目標と授業のアウトライン

契約は我々の身近にある制度であり、それゆえに当たり前のように利用している。そこで第1に、その契約を守らなければならないという「当たり前」のことに目を向け、考えを深め、社会のしくみの根幹の一端を知る機会を与えることをめざした。第2に、それと同時に、かくて理解した「当たり前」のことを道具として用い、別の社会のしくみを説明してみる機会を提供することをめざした。

以下で順次説明するように、今回の実践授業においては、2、3限の内容はすべて1限の理解が前提となっている。極論すれば、1限の理解が最も重要であり、後の授業はその内容の反復・応用にすぎないともいえる。2、3限の役割は、1限で身につけた知識を、単なる知識で終わらせることなく、具体的現象を理解する道具として「使う」経験をさせることにある。こうした経験を通して、考える力を身につけさせ、社会のしくみを理解する方法の1つを

体得させることが、最終的な目標である。このような目標を達成するため、おおむね次のような流れで教材を構成した。

1限は、まず「約束」との比較を用いて契約の概念を説明し、その際にグループワークを行う。次に契約はなぜ守らなければならないかを、「意思」と「信頼」の観点から説明する。最後に当事者の意思表示の合致によって成立するという契約のしくみについて説明する。2限は、5つの設問を準備し、「契約を守らなくてもよい」場合について学ぶ。1限では、契約は守るべきこととその理由を学んだが、逆に守らなくてもよい場合はないかを考え、1限の内容と照らし合わせて、契約を守らなくてよい場合の理由も考えることで、契約のしくみについての理解をさらに深めることが目的である。3限は、「意思」と「信頼」の観点を一貫して道具として用いながら、クーリング・オフ制度の内容、クーリング・オフができる取引とできない取引の違いを説明し、クーリング・オフが無制限に認められる場合と全く認められない場合を仮定して、どのような問題が起こるかを考えさせ、その結果をもとに、クーリング・オフの制度趣旨を理解してもらうことを目的とした。

②1限

1限の授業は、(1) 契約と約束、(2) 契約の拘束力、(3) 契約のしくみ、の順で説明した。

教材作成の初期段階では、現実には普段から行っているはずの「契約」について、高校生はほとんど知らず、用語としては知っていたとしても、その実態を何か近寄りがたいものと考えている、という前提で検討を開始した。そこで、契約とは何かについて、まずイメージを持ってもらうと同時に、堅苦しいイメージを払拭することが肝要であると考え、契約を包括する概念である「約束」との類似性から開始することにした。そして、契約と約束の相違点を挙げることで、高校生が半ば自動的に契約の概念を理解できることを期待した。契約と約束の相違点については例題をひとつ提示し、身近な問題

について深く考える機会を与えるために、グループワークの形式を取った(1)。契約の拘束力は難解なところである。特に、実感を持って理解することが難しい「意思」の観点からの説明[15]においては、できる限り理解を促すために、キーワード[16]を提示したり、早期に振返りを行ったりして、情報を整理しようと試みた。契約を守らなければならない理由を説明する際に、モノの売買が成立しなければ社会が成り立たなくなる[17]という経済的な考えからの視点をも取り入れ、さまざまな角度から理解できるよう工夫した(2)。さらに、2限の説明を円滑にするため、1限の授業のまとめの後に、契約のしくみについての説明を行った(3)。

---

15)「信頼」の観点は、多くの人になじみのある道徳ルールが背景にあるので、説明の方法を考えるのは比較的容易であった。これに対して、「意思」の観点からの説明の方法を考える際に、「信頼」の観点からの説明を入り込ませないようにすることに、大変な苦労をすることになった。

16)「理性」「自由」など。もっとも、後に、むしろ難解になったという指摘を受けた。

17) モノを作っても、それを他人に売ってお金と交換することによって収入が確保できるとは限らないと分かれば、自給自足のため、あるいはボランティアのため以外では、誰もモノを作ろうとはしなくなる、といった意味である。

なお、この点は「契約」と「約束」の違いを「信頼」の観点から説明していることになる。つまり、国家が民事訴訟・強制執行の制度を設営して、契約の履行を法的に強制するのは、「契約が履行されるはずである」という契約当事者の「信頼」を保護してやることが、経済秩序（取引秩序あるいは、いわゆる財貨交換秩序）が存立する基本的前提になっているからであり、「契約」とは、その意味で法的保護に値する約束である、と説明することになる。これに対し、「意思」の観点からは、自力救済の禁止に関連づけて説明する必要がある。すなわち、契約当事者の対等性を前提とすると、契約上の義務の履行は原則として義務者の任意に委ねられ、義務者の意思に反して権利者が自力で、契約が履行されたのと同じ状態を実現する、自力救済は禁止される。国家はその見返りとして、私的自治あるいは契約自由を積極的に担保するために、民事訴訟・強制執行の制度を設営し、契約が履行されることに助力を与えているのであり、「契約」とは、このような助力を受けるに値する「約束」である、と説明することになる。

③2限

2限は、1限で「意思」や「信頼」の観点から契約の原則について学んだことを、いくつかの設問を検討することで再確認するとともに、その理解を深める。今回は、(1)未成年者が親の同意なく契約を結んだ場合、(2)未成年者が成年者と偽って契約を結んだ場合、(3)暴力で脅されて契約を結んだ場合、(4)周囲の圧力に押されて契約を結んだ場合、(5)契約を結ぶ過程で契約に関する情報に何らかの不備があったにもかかわらず、そのまま契約を結んだ場合、の5つのシチュエーションを設定して、設問を作った。

(1)と(2)は、いずれも店と未成年者の契約を題材とする設問であり、当事者が互いに合意して契約を結んではいるものの、買い手が未成年者であり、判断能力が十分ではないことが前提である。設問の内容は、未成年者が結ぶには妥当ではない高額な商品の売買契約を取り消せるかどうかであり、適切な判断ができない未成年者が親の同意（契約に問題がないかどうかの確認）なく結んだ契約は取消せる、ということを伝える。他方、まさにそのゆえに、親の同意が確認できない状況で店側が未成年者と契約を結ぶことは稀であるから、店側が成年者であると偽られた場合について扱うのが、(2)である[18)]。この場合、店側は相手が成年者である以上、後から一方的に契約を取消されることはない、という前提があるから契約を結んだのである。1限目で学んだ「信頼」の観点から考えると、この場合、実は未成年者だったという理由で契約を取消されたのでは、店側にはあまりに酷な話である。したがって、この設問では未成年者であることを理由に取消しはできない、という結論になる。このように、「未成年者＝親の同意がなければ契約を取消せる」と、公式のように覚え込むようなことのないようにし、理解を深めてもらうことが目的である。

(3)は、通常の私人間で、勧められたものを要らないと断ったところ、「買

18）顔がそっくりな兄の免許証を持ち出した弟が、店でそれを提示して、自分は成年者であると偽って売買契約を結ぶ、という事例である。

わなければ殴るぞ！」などと脅された結果として結んだ契約の事例である。この場合、一応お互いの同意の上で契約は結ばれているが、脅された側は「殴られたくないから」同意したのであって自由な意思で結んだ契約とは言い難い。このように契約を結ぶ際に、同意の意思を形成するプロセスで、何か余計な干渉があった場合、契約を取消すことができる場合がある、ということを伝える。

(4)は、周囲の人間がある物を買うといった上に、この設問の主人公に「あなたも買うよね？」と暗に購入をほのめかす、(取りようによっては) 強迫と映らなくもない発言をした、というものである[19]。この設問では周囲の発言等が強迫と同等と言えるかどうか、それを理由に契約を取消すことができるかどうかについて考えてもらう。

(5)は、買い手が早とちりで、売り手の持ってきた物が本当に自分の欲しい物そのものであるかどうか、まともに確認せずに売ってくれと言ってしまい、売り手はその勘違いにうすうす気づいてはいたが、買い手の勢いに押され、そのことを伝えずに売ってしまうという、結果的に詐欺と取れなくもない契約である[20]。ここでは、当事者双方にどのような問題があり、どちらにより大きな問題があるか、などを検討した上で、契約を取消すことができるかどうかを考え、議論してもらう。

---

19) テニスクラブのコーチが自分でラケットを考案して制作したところ、主人公にはあまり満足できない性能であったのに、周りの他の人達には評判がよく、購入希望者が大多数であったため、主人公が戸惑っていると、コーチが「買ってくれるよネ？」と聞いてくる、という事例である。

20) ある水墨画を売りに行ったところ、買い手が自分の好きな作者（雪舟）の作品であると早とちりし（本当は、偽物ではないが別の作者の作品)、売ってくれと強く売り手に迫り、混乱した売り手は別の作者のものであると伝える暇もなく売ってしまった、という事例である。

④3限

3限は、クーリング・オフ制度について、どのような制度かをおさえた上で、なぜこの制度が存在するのかを、「意思」と「信頼」の概念を用いて説明するという方針で、(1)クーリング・オフの内容、(2)クーリング・オフができる取引とできない取引、その違い、(3)クーリング・オフが無制限に認められる場合、(4)クーリング・オフが全く認められない場合、(5)クーリング・オフの制度趣旨、という順で授業を構成した。ここでの目的は、(5)の理解と、クーリング・オフができる根拠の理解である。そのため、(5)以前の内容は(5)を考える際の視点やヒントを提供するものとなるようにした。また、基本的にグループワークを中心に進めることとした。

はじめに、消費者と事業者の「力の差」、つまり消費者と事業者は、商品についての情報量や交渉スキルの差といった「力の差」があることについて説明することにした。これは、クーリング・オフがすべての契約で使えるものではないことを伝えるとともに、これからの考え方の前提としてもらうためである。その上で(1)では、現にあるクーリング・オフの制度が、どのような制度かを説明する。制度の内容そのものはそれほど重視していないため、高校の授業で学ぶと思われる内容にとどめることにした[21)]。

(2)は、どのような契約であればクーリング・オフができるのかを理解してもらうことを意図して、(1)を踏まえた正誤問題を作成した。これは、クーリング・オフができる取引とできない取引との違いを抽象的に説明しても、理解してもらうことは難しく、むしろ正誤問題の答えから考えてもらう方がよいと判断したものである。その上で、意思形成のプロセスに問題があるときにクーリング・オフができる、ということを理解させるようにした[22)]。

21) クーリング・オフの効果（契約を解除できる）、可能な期間（7日と20日）、方法（書面で行う）、クーリング・オフができる取引の種類を伝えた。

22) クーリング・オフができる取引の例として、訪問販売やキャッチセールスなどを、できない取引の例として、普通の店頭販売やインターネット通販などを、設問の基礎とした。

(3)は、クーリング・オフをする権利が無制限に認められる場合にどのような問題が起きるかを考察した。これは、クーリング・オフに期間制限を設ける必要性について理解してもらうことを意図したものである。ここでの設問は、グループで話し合って意見を出し合ってもらうこと、(2)よりも時間を長くとること、に留意したので、正誤問題におけるような、考えるヒントになるような問題設定はせず、「骨董品屋で熟考の上、壺を買った」という状況の下でも、(本来はできない)クーリング・オフができる場合に起こりうる結果を、消費者と事業者それぞれの側から考えるものである。これによって、クーリング・オフをする権利が無制限に認められると、「信頼」が損なわれることを理解させるようにした。

(4)は、クーリング・オフがなかったとすれば、どのような問題が生じるかを考えることも必要であろうという意見を受けて、(3)と対応させる形で追加した設問である。「突然家にセールスマンがやって来て説得され、壺を買った」という状況の下でも、(本来はできる)クーリング・オフができない場合に起こりうる結果を、消費者と事業者それぞれの側から考えてもらうものである。もっとも、同時にクーリング・オフ制度ができた背景事情を理解させることも意図した点が、(3)とは異なる。

(5)は、以上の(1)から(4)までを踏まえ、この時間(3限)のまとめとして、クーリング・オフの制度趣旨を考察した。当初は、「なぜクーリング・オフが必要か」という設問を用意したが、それだけでは答える側は何を答えたらよいのか分からず、質問する側もどのように誘導したらよいのかがわからないという指摘があったので、ヒントとして(1)から(4)までの内容についての穴埋めを用意することにした。

2．実践その①(虎姫高校・高大連携講座)

2015年度の金沢大学と虎姫高校との高大連携講座は、8月20日、21日の両日、開講した。高校2年生を対象に、文系の各学類が、大学の授業と同じ時間数

となる90分の授業を3コマ分（合計270分）で1セットとする講座を提供し、高校生は1日1学類ずつをあらかじめ選択して参加する。法学類は、大学生による法教育の実践授業を両日に提供し、初日7名、2日目27名、合計34名の高校生が参加した[23]。以下、講座のもようを報告した後、反省点等を整理する。なお、以下の叙述は、前記１.（２）②〜④の説明と対応するので、あわせてお読みいただきたい。

（１）実践授業のもよう

①1限

契約は約束の一種であると説明した上で、相違点を考えてもらうグループワークを行なう中で、契約と約束では、主体・方式に違いがあるのかなどを生徒に問いかけた。これに対して、約束は友達と結ぶもので、契約は他人と結ぶものだと考える生徒が一定数おり、契約は友達とも結びうることについて認識している生徒は少ないようであった。また、「知らない相手だからお互いを信用しておらず、守るかどうかわからないから、契約という何かわからないが、形式のあるものを使うのでは」、という意見もあった。これらと平行して契約に対する印象を聞いたところ、想定通り、身近に感じておらず、難しくてよくわからないもの、と捉えている生徒が多かった。方式について、約束は口約束でもよいが、契約は書類が必要という生徒が多いのは予想通りだった。また、内容の違いについても予想通り、「重要度の低いこと」と「重要なこと」、と分ける生徒が多かった。

なぜ契約を守らなければならないのか、について意思と信頼の面から考え

23）例年に続き、学生による実践授業の機会をご提供いただいた虎姫高校の先生方に、この場を借りて御礼申し上げる。なお、この実践授業に参加した学生は、次の16名である（敬称略、学年は当時）。4年：竹山大智、3年：中村柊志、水谷優希、村田光、2年：伊藤健、井波優貴、海道優介、小城秀仁、斎本わかな、塩崎晃良、仙田涼馬、滝川まりこ、野坂藤生、萩原剛博、町龍一、1年：木下延大。

た際には、相手方がもつ、「相手が信用に足る人物である」という意味の信頼と、「相手が契約を守るだろう」という（我々が想定した意味での）「信頼」を取り違え、混乱する生徒もいた。

②2限

未成年者が親の同意なく契約を結んだ場合、取消しできるかという設問(1)(2)では、「取消しできない」「取消しできる」どちらの答えも同じくらい出ると予想していたが、「取消しできない」とする生徒が多数であった。未成年者が成年者と偽って契約を結んだ場合に、取消しできるかという問題でも、前の問題と同様に考えて、「取消しできる」という答えが多く見られるだろうと予想した。こちらは予想通り、「未成年だから」という理由で「取消しできる」とする生徒が多かった。

暴力で脅されて契約を結んだ場合、取消しできるかという設問(3)では、「取消しできる」という答えが多数出ると予想した。予想通り、「取消しできる」とする生徒は多かったが、理由を尋ねたところ「暴力によって脅されたから」という点を超えて、「暴力によって脅されたため自分の意思で契約を結んだとは言えないから」まで言及する生徒はあまり見られなかった。

周囲の圧力に押されて契約を結んだ場合、取消しできるかという設問(4)では、「取消しできる」という答えが多いと予想した。実際には、売り手が周囲の人をサクラとして用いて、契約を結ぶことを断りづらい状況にしたが、脅したとはいえないとする生徒がいた（買い手は自分の意思で契約を結んだことになる）。一方で、グループリーダーの学生が1限で学んだ契約の仕組みを思い出すよう促したところ、取消しできるとする意見に変更する人や、再反論をする生徒もいた。

契約を結ぶプロセスで何かしら契約に関する情報に不備があるにもかかわらず、そのまま契約を結んだ場合、取消しできるかという設問(5)では、売り手が持ってきた水墨画を、自分の欲しい物（雪舟の作品）だと早とちりし

た買い手と、買い手の早とちりに気付きつつもそれを指摘しなかった売り手の双方の問題点を見つけ、どちらの方に非があるか考えてもらった。「買い手が鑑定書の確認をしていなかった」「勘違いをして買った」「買い手は売り手の話を最後まで聞かず、雪舟だと決めつけた」などが、買い手の問題点として挙がった。一方、「売り手が150万円で買ったと嘘をつき、雪舟だと思わせた」ことから、「だまそうという意思があった（ただし、ここでの「意思」は「故意」の意味に近いであろう）」という売り手の問題点も指摘された。双方の問題点についての反応は予想通りであった。問題点を整理した後、買い手と売り手のどちらにも非があるとして、どちらの主張を重視するかをめぐり、グループ内で買い手を支持する側と売り手を支持する側に分かれて議論した。グループ内で最終的な結論を出すまでには至らなかったが、(1)1つの事案に対して様々な意見があること、(2)多様な意見の背景には「何を重視するか」という価値観の違いがあること、(3)異なる価値観をもつ人に対して、自分の意見を主張する際に、どう話を進めていけばよいか、を認識してもらうきっかけになったようである。

③3限

クーリング・オフについては、ことばは耳にしたことがあるものの、制度の趣旨や詳細(適用される契約の種類や期間など)まで知っている人は見られなかった。正誤問題については、予想通り大方正解していた。通信販売に関する設問は、予想に反し正解している生徒が多かった。クーリング・オフができる取引とできない取引の違いを自分の言葉で表現してもらう問題では、ワークシートのヒントに基づいて、大方想定していた通りの解答が見られた。

すべての契約でクーリング・オフが使えるようになったら、消費者のメリットとして、「いつでも、すなわちじっくり考えた後でもクーリング・オフできる」、「買ったものを使った後でもクーリング・オフできる」、「クーリング・オフだけで生活できる」、などが挙げられた。消費者のメリットの方が

多数挙がったことは予想通りだった。

クーリング・オフがなぜ今のような制度になったのかを問う問題では、「消費者と事業者を対等にする」と述べる生徒が見受けられた。消費者と事業者の力の差を是正するための制度であることを理解しているようであった。一方で、想定内ではあったが、この授業でいう「信頼」の意味を日常語における「信用」などと混同している生徒がなおも見られた。

（2）反省点等

ここでは、講座の終了直後に、学生が実施した反省会において出されたコメントを整理するとともに、高校生の感想を紹介する。

①今回の取組み全体を通しての反省

教材作成の段階では、各時限でメンバーを割り当て、各々で講義内容を詰め、後から1つの教材としてつなげるという方法をとった。そのため、当初は各時限が独立した1つの教材のようになってしまい、つなげた時に一貫性が見られず、それらを論理的に結びつけて、分かりやすい流れを作ることに多大な時間を費やしてしまった。もっと早い段階から、各時限で情報を共有し、（より早い段階で）つながりを意識する、などの工夫をすべきであった。また、それぞれの時限ごとにグループワークが行われたが、議論の着地点や軌道修正の方法を予め決めておくべきであった。そうすることで、高校生に少なくともこれだけは議論してもらいたい、という内容が明確になるからである。

②教材の内容や構成についての反省

教材を実践授業で使用してみての反省として、⑴手元のワークシートと前に表示されるスライドが、かみ合っていない個所が散見されたため、内容の理解や設問の検討をするにあたって、高校生の混乱を招く原因となってしまった。さらに、授業の内容を適宜メモしてもらいたいという意図で穴埋め

問題を作成していたが、高校生は何をメモすればよいのか分かっていない様子だった。そこで、穴埋め個所をより強調する、メモする時間をとる、などの工夫が必要だという考えに至った。また、メモする部分の空欄と当てはまる言葉のバランスもとられていなかった。(2)契約の拘束力の根拠である、「意思」と「信頼」について説明するための例を作ったが、説明がややこしく、理解するのが困難だったのではないかと思われた。(3)「契約の拘束力の根拠」についての説明は、この授業で最も抽象的な内容であるため、高校生がもっと理解しやすい方法を検討するべきであるように思われた。(4)3限のワークシートの最後の問題は内容の難しさを考慮して、直前に穴埋め問題を置くことで何とか答えを導き出せるように誘導を図ったのだが、そのせいで高校生からは穴埋めに引っ張られた解答しか得られなかった、などがあった。

③実践授業の進行についての反省

各時限における全体の進行担当者の動き（各時限で担当者が交代した）についての指摘として、高校生がはっきり聞き取れない部分もあったのではないか（1限）、説明する声が小さく、教室の前側のグループには聞こえていても、後ろ側のグループは聞こえづらかった（2限）、クーリング・オフが存在することで、社会にどのような影響がもたらされるかを、より強調して講義すべきだった（3限）、などがあった。

授業の際に、グループワークのフォローに入った学生（グループリーダー）からの指摘として、グループワークの際、議論の着地点を把握しきれていなかったため、議論が停滞した時に議論のポイントの確認や考えるためのヒントを与えることが、必ずしも適切に行えなかった、グループによって、説明の方法に違いが出るのはしかたがないとしても、少なくともこの授業の要というべき「意思」と「信頼」の説明のしかたは統一をすべきであった、授業の後半になると、前半で学んだ内容を忘れてしまうことが十分に考えられ、また、前半の内容をもとに後半の授業が構成されているのであるから、間に

復習の時間を設けることで、知識の定着を図り、後半の授業にもついてこられるようにすべきである、などがあった。

④高校生の感想から

虎姫高校から、連携講座参加後の高校生の感想をご提供いただき、これを分析した結果、講座前には契約と約束の違いやクーリング・オフ制度についてよくわかっていなかったようだが、受講してそれを理解することができたという声が多く聞かれたことは、予想通りであった。例外的に取消し可能な契約があることについては、意外だったという感想が多かった。次に、設問の事例にキャラクターや歴史上の人物の名前を使ったことは好評であり、理解を助ける、あるいは興味を抱かせるのに役立ったと思われる。また、契約によって社会が成り立っていることがわかった、これからの生活に役立てたい、というコメントから、自分たちの身近にある制度が法学とつながっていることを認識させることができたのではないかと思われる。

さらに、授業スタイルについても、思いのほか多くの感想が寄せられた。普段の授業とは異なり、グループワークを中心としたため、いろいろな意見を聞くことができて視野が広がった、自分の考えを頭の中でまとめて論理的に伝えることが難しかった、などのコメントが多数見られ、こうした進め方も聞き手の関心や理解の向上に一役買っているようである。また、このスタイルによって法学が暗記中心の学問でないことがわかったとのコメントも見られ、様々な点で高校生の印象に残る授業であったことが窺われる。

3．高大連携講座の反省を踏まえた練り直し

高大連携講座の終了後、その反省を踏まえて、守山中学校への出前授業に向けて、教材の練り直しを行った。以下では、この作業の概要を説明する。

（1）教材の圧縮

準備段階で真っ先に問題になったのは、高大連携講座の90分3コマ合計270分に比べると、50分2コマ合計100分という半分以下の時間にまとめ上げなければならないという時間的制約であった。高大連携講座全体を単純に圧縮することは、不可能ではないにしても、著しく困難であり、しかも対象が中学生であることをも考えれば、参加者に理解してもらうどころか、何も伝わらないままに終わってしまう危険があった。そのため、契約の拘束力を中心とする前半部分に集中するか、クーリング・オフ（消費者保護）を中心とする後半部分に集中するか、そのいずれかを選択するほかなく、結論としては、前半部分に集中することになった。これは、(1)契約の拘束力を中心とする前半部分をきちんと押さえることの重要性が、教材の作成過程を経るごとに強く実感されるようになったこと、(2)契約の拘束力の根拠を理解してもらった上で、クーリング・オフについて説明するという構造上、後半部分を抽出すると、結局表面的なものに止まってしまうことが懸念されたこと、などを理由とする。

（2）教科書調査の実施

次に、この実践に先立って、中学校の社会科公民分野の教科書を何冊か入手し[24]、契約と消費者保護がどのように取り上げられているかを確認することを試みた[25]。その結果まず、「対立と合意」に関係して、社会あるいは集

24）恐らく、2015年度、石川県内の中学校で使用されていると思われるが、『新しい社会　公民』（東京書籍）、『中学社会　公民　ともに生きる』（教育出版）、『社会科　中学生の公民　よりよい社会をめざして』（帝国書院）の3冊である。なお、守山中学校では、日本文教出版の教科書を使用されていることを、準備段階で倉教諭からご教示いただくとともに、今回の実践授業と関連する部分の写しをご提供いただいた。

25）この試みは、高大連携講座終了後の2015年9月6日に開催された、法と教育学会第6回学術大会の第3分科会において、藤井剛教授、荒木秀彦教諭の報告（「中学校社会科教科書（公民分野）の「法教育」の比較」「高等学校教科書『現代社会』の「法教育」の比較」）

団的な合意形成を主に念頭に置いて、例えば学校におけるグラウンド使用をめぐるトラブルや自治会のトラブルの解決、マンションのスロープ設置の費用負担、騒音問題の解決、公園の利用ルールなどが素材として取り上げられ、みんなが納得できる合意かどうかを判断するための基準（効率と公正）、きまりを評価し、場合によってはきまりを見直す場合に用いられるべき視点にも言及されている[26)]。もっとも、この文脈で、「契約」に言及されることは少ないようである[27)]。このため、「契約」についてはむしろ、消費者保護に関係して、契約自由の原則から、あるいは自由な意思に基づいて契約を結ん

に接したことを契機とする。また、法学部の学生や法科大学院生に限らず、学校の外にある法学関係者による法教育の実践は、往々にして法学的な興味・関心（しかもそれは、各種の試験等で「論点」として出題されるような事項に対するものである）が前面に出てしまい、学校教育の現場のニーズとの間にずれが生じているのではないか、という印象を持っていたからである。考えてみれば、大学生は、ほんのつい最近まで中高の教科書を使って学んでいた世代である。そのような彼らが、法学を多少なりともかじった時点で、改めて中高の教科書における法関連事項の叙述に接したときに抱くことになる印象は、それ自体が法教育のシーズとして少なからぬ意義があると思われる。また、現に学びつつある法学と、かつて学んだ教科書の叙述とのギャップを意識してから教材作成に入ることは、法学的な興味・関心が独り歩きした法教育の実践となることを予防する意味もあると思われる。さらに、学校教育の現場において教科書が持つ重みを考えれば、教科書の叙述を批判的に読んだうえで、それとの関連づけを意識的に行うことにより、学校教育の現場の先生方と法学関係者との間で、法教育に関するコミュニケーションをとることが格段に容易になるのではないかとも思われる。

26）周知のように、これらは法教育を充実させようという関係者の努力の結晶ということができる。今回の実践に参加した学生は旧課程の下で学んできたことになるため、自分たちが勉強した経験のない内容について、教科書でかなりの分量が割かれていることに、かなり新鮮な印象を持ったようである。

27）この点に関しては、今回参照した三社の教科書のうち、東京書籍の教科書が最も詳細である。そこでは、「きまり」の一種として契約を明示的に掲げ、契約書の例も掲載されているだけでなく、契約で権利義務が定められ、契約を守ることで互いの権利・利益が守られること、お互いが合意した限り、そのきまりを守る責任が生じること、きまりを守ることによって社会集団の秩序を保つことができること、にまで言及されている（26頁以下）。

だことから、契約を守る責任（義務）が生じることが説明されている。ただそこでは、契約を結ぶとそれを守る責任（義務）が生じるので、契約をする際には慎重でなければならないことが強調される一方、そのこととクーリング・オフとの関係は、必ずしもはっきりしない。

（3）教材の具体的な変更内容

高大連携講座の1限は、契約と約束の違いと共通点を考え、なぜ契約は約束以上に守らなければならないか、そして契約が保護される理由を、意思と信頼を用いて説明し、最後に意思と信頼の解説をしてから、契約のしくみを意思と信頼を用いて説明するという順序で組み立てていた。守山中学校出前授業では、結果的に大きいテーマの追加や削除はなかったものの、構成を見直してテーマの順番を入れ替え、契約のしくみを解説した後、契約の成立時期について問題を用いながら検討し、最後に契約を守らなければならない2つの理由を噛み砕いて説明する、という流れに変更した。その際、契約そのものについては教科書でもひと通りの言及はされていたため、懇切丁寧な説明をするのを避けて時間短縮を図った。また高大連携講座では「契約」と「約束」の違いについても詳しく触れたが、守山中学校出前授業の内容は「契約のしくみ」に特化した。そして、双方の意思表示のタイミングに焦点を当て、コンビニであんパンを買う場合に契約はいつ成立するか、という問題を新たに追加してイメージを持ちやすくした。さらに、生徒に配布するワークシートは、文字数を減らして図を配置するものに変更し、視覚からも理解しやすい構成にするよう心掛けた。加えて、意思と信頼という2つの観点からの説明を、宅配ピザの例[28]を用いてイメージしやすいように工夫した。

2限は、「契約のしくみ」を重視し、高大連携講座で設けていた設問(3)を削除した。また授業時間が短くなったことに伴い、設問(4)も削除し、水墨

28）この例は、帝国書院の教科書（119頁）に掲載されていた事例をベースにした。

画の売買をめぐる設問(5)のみを残すことにした。これは、設問(4)は、第三者がかなり絡み、議論がまとめにくくなる恐れがあるとともに、設問の中に「サクラ」を登場させていたため、その点に注目が集まって中学生どうしの意見対立が少なくなる恐れもあるのに対し、設問(5)は契約当事者間だけの問題であり、第三者がほとんど関わらないので、話し合いの方向性が比較的拡散しにくいと考えられたこと、高大連携講座での反省における指摘が、価格や会話内容など相対的に修正がしやすい部分のみであったこと、さらに中学生を相手とする場合、比較的話がわかりやすいこと、設問の流れを説明するために、寸劇を取り入れるなどの工夫が可能であったこと（実際、当日は簡単な寸劇も披露した）、などを理由とする[29)]。

4．実践その②（守山中学校・出前授業）

滋賀県立守山中学校への出前授業は、2015年11月2日に実施した。同校は、著者（福本）の友人である倉公一教諭の勤務校であり、3年生の社会科（公民的分野）における「発展学習プログラム」の一環として実施されている特別授業の機会を利用して、大学生による法教育の出前授業を実施することをご快諾いただいた[30)]。今回は、50分授業2コマを1セットとして、午前と午後に分けて中学3年生2クラス（合計80名）に対して実施した。以下では、この出前授業のもようを報告した後、反省点等を整理する[31)]。

29）なお、練り直した教材について、法科大学院の野坂佳生教授からもアドバイスをいただいたほか、関係者の友人の学生を生徒に見立てる形でリハーサルを実施し、参加者から有益なコメントを得た。

30）この場を借りて、倉教諭をはじめ、守山中学校の先生方に御礼申し上げる。なお、この実践授業に参加した学生は、次の16名である（敬称略、学年は当時）。4年：佐藤輝明、鈴木健晃、竹山大智、3年：水谷優希、村田光、2年：伊藤健、井波優貴、海道優介、小城秀仁、斎本わかな、塩崎晃良、仙田涼馬、滝川まりこ、萩原剛博、町龍一、1年：木下延大。

31）なお、この授業で使用した教材を、本稿の末尾に資料として掲げたので、あわせて参照されたい。

（1）実践授業のもよう

①1限

授業の冒頭で司会者がランダムに生徒を指し、「契約と約束の例」を挙げさせたところ、ほとんどの生徒が返答できていた。社会科の授業でも、すでにある程度触れられていた由であり、契約と約束についてのおおまかなイメージはつかめている様子であった。そのため、後に続く、契約のしくみについての図を用いた説明もスムーズに理解できていたようであった。次に、契約の成立時期に関する四択問題[32]では様々な意見が飛び交った。最終的にグループで出した結論は正答のBと誤答のDに大きく分かれ、「代金の支払いが終わり、商品を受け取った時点で契約が成立する」、と考える生徒も多いことが窺えた。他に、店員がバーコードを読み取った後でも購入をやめることができた、という実体験に基づく主張もあった。他方、学んできたことのイメージをつかんでもらうために用意した宅配ピザの例は、授業の気分転換としては効果的であったが、本来の目的を果たせたとはいえない結果であった。特に「信頼」については伝わりにくかったようである。

②2限

まず、未成年であれば親の許可なしに結んだ契約を取消すことができるが、契約時に成年であると嘘をついた場合には取消すことができないことを伝え、その理由として、成年であると嘘をついた場合は、「判断能力が十分であるという印象を相手に与えること」、「契約を守るであろうと相手が信頼するため、その信頼を保護する必要があるということ」、が挙げられると説明した。最初、戸惑っている生徒も見られたが、理由を理解するとうなずいて納得していた。

雪舟の作品と早とちりをして契約し、相手はその勘違いに気づきつつも指

32）本稿の末尾の資料中、ワークシートの③を参照。

摘しなかったという設問では、グループワークを行い、両者の問題点を挙げた後、契約を取消すことができるかについて話し合った。買い手の問題点としては、「作者の確認をしっかりとしなかったこと」、「相手に説明する機会を与えないほどの勢いで話を進めたこと」、「自分の意思で契約を結んだのだから取消すことができないこと」、が指摘された。一方で、売り手の問題点としては、「雪舟の作品でないことを知っていながら訂正しなかったこと」、が指摘された。これらの意見は、事前に想定した通りであった。両者の問題点を比較し、取消しができるかどうかを話し合ったところ、意思と信頼の観点を用いた活発な議論が起こった。両者にそれぞれ問題点があるとしつつも、どの点に注目するかによって意見が分かれた。グループによるばらつきはあったものの、多くのグループで、取消しできるという意見と取消しできないという意見の両方が出ていた。時間に余裕のあるグループでは、それぞれの意見を聞いたうえで、自分とは異なる意見の人に反論し、相手からの反論に答える、という活動にまで踏み込むことができていた。

（2）反省点等

ここでは、高大連携講座の反省から見えた課題の中でもとりわけ重要なもの、すなわち、(1)議論の着地点の明確化、(2)スライドとワークシートの表現の統一、(3)「意思」と「信頼」の観点を簡潔に学生各々が説明すること、に関し、これらが克服されたかを中心に整理するとともに、中学生の感想を紹介する。

①実践授業の進行とそれに伴う教材内容の修正の検討

まず、グループワークの形式を用いるのであれば、議論を円滑に進められるよう、グループリーダーは事前に詳細な手控えを準備するべきである、時間配分を厳格にすべきである、という指摘があった。このことは、議論の着地点についての問題(1)に関わる。高大連携講座と同様、中学生との議論を

どのような結論に持って行くのか、議論が大きく逸れた場合に、どのようにして収拾をつけるのかについて、あらかじめ検討しておき、手控えとして明確化しておくべきだという課題が残った。

高大連携講座と比べて難解な部分を可能な限りかみ砕いて説明したので、グループワークの進行は円滑であった。しかしながら、説明には時間がかかった。1限では、契約と約束の違いを説明する導入部分が、予定時間を超過した。これは、中学生の反応を実際に見て、進行担当者が現場で判断した結果であるが、逆に言えば、契約と約束の比較は基礎部分かつ重要な個所なので、初めから時間を多めに取るべきだったとも考えられる。

もっとも、そうすると後に続く部分に充てることのできる時間が足りなくなるので、どこの説明を省略・簡略化するか、詳細に説明するかという取捨選択を迫られることになる。問題となったのは、経済的視点から説明する個所である。ここは法学からは離れた説明なので、わかりやすくはあるが、優先順位は下がる。しかし、法学・法教育の他分野への影響を示した部分でもあるので、法教育を法教育だけで終わらせないためには、ぜひとも説明すべきであるとの指摘があった。

②教材の演出や語感を原因とする解釈の齟齬

今回はスライドを用いて説明したが、その際に、見ようによっては契約プロセスがすべて完了した後に「契約成立」となるとも取れる、演出があった。当然のことながら、契約プロセスの終了は、申込・承諾の意思表示が合致した時期とは異なる。そのせいか、次にすぐ契約成立時期の説明をしたにもかかわらず、その後の設問で契約プロセス完了後に契約が成立すると答える中学生が少なくなかった。このことから、この演出方法が適しているか反省する必要があるとともに、スライドとワークシートの表現の統一(2)という課題は、十分に克服し切れていなかったといえる。

また、高大連携講座の反省を踏まえ「意思」と「信頼」の両観点の簡潔な

説明をすべきであるという点(3)は、今回は「意思」の観点を分かりやすくするよう苦心し、結果として、その分「信頼」の観点の説明が相対的に薄くなってしまい、中学生にはわかりにくかった、理解できていなかったのではないか、という指摘があった。このことは2限目のグループワークにも影響し、大学生と中学生、あるいは大学生間ですら、「信頼」と「信用」の混同が散見された。そのため、「意思」と「信頼」の両観点に基づいて、契約が有効か無効かどちらなのかを、ケースに基づいて考える問題では、意見が割れずにうまく議論に発展しないことがあった。

③中学生の感想から

後日、倉教諭から中学生の感想を送っていただいたので、これを分析したところ、まず事例問題を寸劇にして説明した点が、おおむね好評であった。想像しやすいという声もあり、わかりやすさの点でも一定の効果が得られたようである。また、唯一の「正解」があるわけではないということから、説明に際して用いた事例が裁判所に持ち込まれたとしたら、どのように判断されるのであろうか、というように裁判に結びつけて考えるコメントもあった。さらに、過去に裁判所がこのような事例を取り扱ったことがあるのだろうか、というように判例に興味を示すものも見られたので、法教育の範囲を超えて法学への興味・関心を引き起こす効果もあったかもしれない。また、例題について、それを解くだけにとどまらず、さらに疑問点を提示するコメントもあった。ささやかではあるものの、身近な問題についての「どうして」を考えさせる今回の授業の効果があったのかもしれない。

第4章　検討

1．法学を学ぶ学生にとっての意義

参加した学生が、今回の実践から得たものを簡単にまとめたものを集約したところ、法学を学ぶ上での意義として、次のようなことが挙げられた。

①授業の準備をすることの意義

教材を実際に作成した学生は、多くの時間をかけた準備段階において、教材とそれに関連した内容を、通常の講義の聴講や、教科書を自分で読むというのとは、いささか異なった手筋で学ぶことになった。それだけにとどまらず、中高生から寄せられるかもしれない質問を予測し、それに対応できるようにするために、発展的あるいは教材の内容から離れた分野に踏み込むことも少なくなかった。その結果、特に民法の具体的な解釈問題と総論的な内容とのつながりを発見することもあった[33)]。

実践授業の相手は法学を学んでいるわけではないので、普段の法学学習に際して、当たり前のように使う専門用語や、法学独特の言い回しのひとつひとつを、しっかりと理解した上で、それをできるだけ正確に、かつわかりやすく伝える方法を工夫しなければならない。このことは、法制度や専門用語に対して、「なぜ」と問いを立て、見直し、改めて検討を重ねることを意味し、教科書では簡単な記述で終わっているが実は重要なことについて、学習を深め、物事の本質の理解に少しでも近づく、絶好の機会であった。このようなことは、通常の講義を聴講して教科書を読み、期末試験対策に答案練習をするという、オーソドックスな「単位取得のための学習」だけでは、決して意識できないことであろう。

②実際に人に教えることの意義

自ら教材を作成し、それを用いた実践授業を行うことは、しばしば求めら

33）多くの学生は、普段の授業におけるオーソドックスな民法の講義を聴講するかたわら、今回の実践を通じて、契約の原理的な側面について、一般の学生よりも突っ込んで学ぶことになった。原理的な側面の理解を背景にすることによって、ややもすると解釈論の筋道を表面的になぞることで終わりになりかねない民法の学習を深いものにしたと言える。

れるアウトプットの能力を育てる機会となっていることは言うまでもない。このような機会では、発表者は常に、聞き手の感受性や理解力を想定しながら、わかりやすい伝え方を工夫して実践に臨むので、自分の専門知識の定着度や語彙力を、良くも悪くも実感することになる。すなわち、法学の専門用語や法学独特の言い回し[34]を、かみ砕いて説明する方法を事前にいくら準備していても、いざ実践してみると、うまく伝えるのが実に難しいところが少なからずあり、自分の理解が十分でない点がわかる。また、実際に説明をしてみて意味の通じない用語が見つかる、質問された内容が自分たちの想定を超え、考えたこともないことであった、というように、新たな発見もある。

③実践授業終了後の振り返りの意義

実践授業終了後は、記憶が鮮明なうちに、振り返りのための反省会をもつことを心がけた。その結果、説明などがうまくいかなかった点について、認識を共有したうえで、どうすればよかったのかを参加者と一緒に考え、理解を深めることができた[35]。また、特に下の学年の学生にとっては、未だ大学の講義で取り扱われていない分野について、実質的な「予習」となり、後日講義において学んだ際に頭に入りやすかったという効用もあったようである[36]。

34）今回の実践においてキーワードとして抽出した「意思」「信頼」も、「思い」や「信用」といった一般的な意味とは異なる、独自の意味で用いられていると言える。

35）ちなみに、守山中学校では、終了直後の反省会に倉教諭もご同席くださり、数々の有益なコメントとともに、身に余るお褒めの言葉をいただいた。

36）例えば、設問を作る前提として、心裡留保や虚偽表示などの成立要件や取消し・無効についての知識を整理できていたため、民法を履修する際に、それらの知識を混同せずに済んだという点が挙げられる。さらに、契約に関連して債権・債務関係の発生・消滅のしくみについて理解を深めていたことから、民法の講義で債務不履行が取り上げられた際も、意思と信頼の観点を用いることによって、どの部分に問題があるのかを容易に把握することができた、というコメントを寄せる学生がいた。

２．法教育・法学教育の充実のために得られた知見

最後に、今回の実践を通じて、法教育・法学教育の充実のために得られた知見を要約することで、本稿を閉じることとする。

①法教育の充実のために

契約と消費者保護に関する分野の学習は、ともすれば表面的なルールや制度の解説で終わってしまいがちであるが、契約の拘束力の根拠にさかのぼり、それを道具とする検討を導入することで、飛躍的に充実させる余地がある。もっとも、今回の実践はまさに、法学を専門とする大学生でさえ、この作業が決して容易なものでないことを日々、思い知らされることの連続であった。その意味で、法学（とりわけ民法学）に対しては、教育現場の先生方が、この問題をめぐるこれまでの研究成果を容易に参照することができ、かつ授業実践に役立てることができる形で整理し、提示することが強く望まれる。また、教科書の法関連項目における素材の取り扱われ方を法学の立場から吟味する作業[37]が、法学関係者による法教育の実践と、学校現場における日々の実践との間の連続性を持たせる上で、極めて有益であることも実感できた。

さらに、学生が「先生」役となって、あるいはグループワークの進行役となって、中高生とじかに接することの利点は、中高生のコメントからも窺うことができる。中高生から見れば、法学研究者や法律実務家はもちろん、常日頃接している教員と比べても年齢差が小さいので、兄弟や先輩後輩くらいの感覚でコミュニケーションをとることができるのは、恐らく学士課程の

37）公民の教科書の多くは、法学研究者も執筆に関与しているようであるが、学習指導要領の枠内で必要な事項を過不足なく盛り込まなければならないという要請と、法学の学問的成果をできるだけ正確に反映しなければならないという要請との板挟みではなかろうか。文脈はやや異なるが、教科書の執筆に関与した法学研究者の感想として、佐藤幸治「日本国憲法の保障する［基本的人権］の意味について――［法教育］との関連において」大村・土井・前掲注3）89頁、特に90頁以下がある。

学生が法教育にコミットする際の最大の強みということができよう[38]。さらに、いささか逆説的であるが、法学を学び始めてそれほど日が経っておらず、法や法学について「知り過ぎていない」ことも、学生の強みとして挙げることができる。法学の勉強が進むと、往々にして法学的な問題関心が前面に出てしまい、大学における法学教育の焼き直しあるいは、要約のような法教育授業となる危険が高くなるからである。

②法学教育の充実のために

もっとも、以上のことは、学生が日頃の勉強や法教育教材の作成と実践授業の準備などを通じて、法や法学についての知見を高める必要性を軽視するものでないのは言うまでもない。重要なのはむしろ、講義や教科書を通じたオーソドックスな法学学習を通じて得られた知見を「受け売り」のごとく、そのまま吐き出すのではなく、中高生に対する法教育の実践の場にみずから立つのだと自覚した上で、それをどのように加工するか、という意味での応用力を鍛えることであるといえる[39]。

最後に、学生による法教育の実践における法学の教員のスタンスについてである。今回は、初期段階こそ著者（福本）が問題を提起したが[40]、その後の教材作成過程においては、学生を「指導」しているという感覚は急速に薄れ、むしろ学生と共同で作業をし、特に実践上の工夫を検討する際には学生

38）ちなみに、学生は実践授業の際、見苦しくない程度の普段着で臨み、スーツ等のフォーマルな服装は敢えて避けていた。

39）法学を学ぶ学生が、講義や教科書を通じて得られた知見を実地に応用し、「生きた法」を学ぶ場として、伝統的に無料法律相談活動が活発に展開されてきたことは周知のとおりである。もっとも、昨今の弁護士人口の急増は、弁護士による無料法律相談の機会を増加させ、またインターネット上で法情報に接する機会もますます増加しているので、学生による無料法律相談の今日的意義は再考の必要があるかもしれない。

40）本来であれば、学生が自ら課題を発見するのが理想的な姿であることは言うまでもない。もっとも、法教育の素材となるような課題を発見する機会を、オーソドックスな法学の学習プロセスに埋め込むことは容易ではなく、今後の課題とせざるを得ない。

とともに学んでいる、という感覚すら抱いていた[41]。その背景には、法教育の実践において学生が持つ強みを殺さないためには、まず学生に考えさせた上で、準備段階における試行錯誤にとことん付き合う、という姿勢で臨むのが望ましいと気づいたことがある。実践授業の当日は、教室には終始詰めていたが、初めの挨拶と総括コメントを述べたほかは、学生による進行に委ねて観察係に徹し、後の振り返りに備えていた。法学の教員が学生による実践にコミットする場合には、このような「つかず離れず」のスタンスが望ましいのであろう[42]。

41）ある意味でここには、普段の授業や演習の手筋を増やすためのヒントが満ち溢れていたので、実質を伴うFDを実践する得難い機会であったとも言いうる。

42）学生は毎年メンバーが入れ替わるので、経験知あるいはノウハウを蓄積するにも限度があるのに対し、教員の側は学生の実践へのコミットが長期にわたるほど、いわば、「目が肥えて」しまい、余計なことまで言いたくなるのをこらえなければならない。その意味で、（自戒をこめて）「指導」をしすぎないことが重要とも言える。

【資料】滋賀県立守山中学校における実践授業の流れとワークシート

1限目

(1) 本時の狙い

・ 契約と約束の違いを理解し、契約の全体像を把握できる。
・ 契約のしくみについて買い手、売り手の両側の視点から検討する。
・ 契約を守らならければならない理由について理解する。

(2) 準備・注意事項

・ グループワークを行うため、4〜6名程度のグループをあらかじめ作っておく。

(3) 本時の展開

	学習活動	注意事項
導入	1　本日の活動での獲得目標を理解してもらう。(3分)	1　今日の授業の流れと獲得目標を説明する。また、本時では「契約」についての全体像を把握し、理解してもらう。
展開	2 契約についての説明（12分） ① 契約とは何か？ 【1】 契約と約束の事例を生徒に列挙してもらう。 【2】 契約とは、法によって守られる約束であり、約束と異なることを理解してもらう。 ② 契約のしくみ 【1】 契約はどのような過程を経て成立するかについて説明する。 3　契約の成立時についての問題を出題する。（15分） （問題） コンビニにて契約はいつ成立するの？ （選択肢） A. あんパンを手に取った時 B. 店員がレジ作業を始めた時 C. お金を払った時 D. あんパンを受け取った時	2 ① 【1】契約とは何かについて約束に言及しながら述べる。 【2】授業を受ける生徒の約束・契約観に基づいた説明を行った方が授業進行も行いやすい。 ② 【1】普段、売り手の立場からしか意識してしない場合が多いと思われるので、売り手、買い手の両側の視点から契約について説明する。 3　各グループにグループリーダーとして大学生が関与し、一緒に問題を考える。 説明者も適宜、巡回し、生徒たちの意見を聞き、アドバイスをする。

	[答え] B. 店員がレジ作業を始めた時 ① グループワークで解答を導き出す。 ② ここまでの説明に基づいて考えてもらう。 ③ 話し合った内容につき、その答えを導いた過程も含めて答えてもらう。 4 契約を守らなければならない理由 (15 分) ① 「意思」に基づく説明 意思形成のプロセスを大切にする。それに加えて、契約当初の自分と相手の意思を尊重し、自分の意思で行った契約には、守るべき責任が生ずる。つまり、契約を結ぶまでの意思を重視している。 ② 「信頼」に基づく説明 商品の売り手が商品を渡したのに買い手がお金を払わないなどリスクがある契約は、誰も結びたいとは思わない。契約を守らない世界では、モノを作っても対価が支払われない。そのため、モノの売り買いが成立しなくなり、誰もモノを作ろうとしなくなり、社会が円滑に回らなくなってしまう。 ③ ピザの購入の例示を利用した、「信頼」、「意思」についての説明	① 契約の成立時期について、2②で習った流れを踏まえて、答えを考えてもらう。 ② 説明者は、契約が「申込と承諾の意思表示が一致したとき」に成立することを意識して、説明する。 ③ 答えの結果ではなく、その答えを導く過程が重要である。 4 契約を守らなければならない理由である「意思」と「信頼」は、対立しあうものではなく、双方とも必要不可欠であることに留意する。 ① 「意思」の説明は、突き詰めるとルソーやカントの考え方に遡るため、中学生には難しい。丁寧な説明を工夫する必要がある。さらに、「信頼」の説明と混同しないようにする。 ② ここで用いる「信頼」は、一般的に使用される「信頼」の意味とは異なり、契約が忠実に守られるであろう、という意味で使用している。 ③ 契約を守らなければならない理由である「意思」、「信頼」を具体的な事例に当てはめて説明する。抽象的にならないように気をつける必要がある。

	【1】　例示の概要について説明 [例示の概要] 　誕生日パーティーのためにピザを注文した。しかし、友達が急に参加できなくなってしまったので、ピザを持ってきた売り手に、契約を解除したいと言い出した。 【2】　「意思」に基づく説明 　買い手が、自分の意思に基づいて契約したのに契約を破ることは、売り手の意思を大切にしていないことになる。 【3】　「信頼」に基づく説明 　売り手（ピザ屋さん）は、売り上げを次の投資に回すつもりだったかもしれない。契約が守られるはずだ、という信頼が破られた。	
まとめ	5　2限に関連する「意思」、「信頼」について再度確認する。(5分) 「意思」：お互いに自分の意思で契約を結んだので、その契約は守るべきである。契約を結んだ時の自分と相手の意思を大切にすることにつながる。 「信頼」：取り決め通りになることを期待して契約するので、その期待を前提に行動した相手を裏切ってはいけない。	5　普段当たり前のように守っている「契約」について理解できたことを確認する。 　自主課題として、当たり前だと思っている事柄、事項について自分なりに検討するようううながす。 (例：法やルールはなぜ存在するのか？　など)

2限目

(1) 本時の狙い

・ 契約の中には守らなくてもよい契約があることを理解してもらう。
・ 守らなくてもよい契約はどのような過程を通じて発生するのかを理解してもらう。
・ 1限で習った契約の原則と2限で学習する契約の例外が矛盾しているのではなく、両立していることを把握してもらう。

(2) 準備・注意事項

・ 1限と同じく、グループワークを行うため、4〜6名程度のグループをあらかじめ作っておく。

(3) 本時の展開

	学習活動	注意事項
おさらい	1　「意思」と「信頼」に基づく、契約を守らなければならない理由の説明を、前時の復習として行う。(5分)	1　本時は、前時において説明した「意思」と「信頼」を道具として設問を解いてもらうため、生徒に問いかけながら復習する。
展開	2　設例において、契約を取消すことができるかどうかを考える。(40分) (1) (例題1) 未成年者が結んだ、高額商品を買う契約は、取消すことができるか考える。 (設例の概要) 中学校2年生のタラオ君が店で見つけた200万円の自転車を購入した。しかし、母親から返品を命じられた。 (2) (例題2) 未成年者が、自分を成年と偽って結んだ高額商品を買う契約は、取消すことができるかを考える。 (設例の概要) 高校2年のカツオ君は、自転車を購入するため、兄のマスオさん(23)の免許証を	2　本時は、基本的に設問を通じて展開する。 (1) (解説のポイント) 未成年者は、判断能力が不十分である。判断能力とは、契約をしたことで自分の身に何が起こるか理解できる力である。この場合、タラオ君が200万を支払うことができるとは考えられない。「相手が契約を守るだろう」という信頼は店側には生じない。よって、契約を取消すことができる。 (2) (解説のポイント) 未成年者は不利な契約を結ばされないため、親の同意がなければ契約を取消すことができ、強力に保護されている。だがこの場合、カツオ君は自分を成年と偽って、自転車を購入している。店側は成年だと信頼し

	店に提示して自転車を購入した。しかし、母親から返品を命じられた。	て自転車を販売したのに、契約を取消すことができれば店側の信頼が裏切られてしまう。したがって、契約を取消すことができない。
	(3) （例題 1)、（例題 2）の共通点と相違点を説明する。 （共通点） 未成年者は判断能力が十分でないので、契約を結ぶための「意思」が不十分である。 （相違点） （例題 1）相手が未成年者の場合、契約を守るとは限らないから、「信頼」は生じない。 （例題 2）判断能力が十分であるかのような印象を与え、信頼させた。その信頼を裏切ってはならない。	(3) （例題 1）と（例題 2）を独立した問いとして捉えるのではなく、関連した問いであることを意識させる。 未成年者が、親の同意を得ないで契約をした場合でも、取り消すことができる場合と、できない場合があることに注意する。 「判断能力が十分であるかのような印象」は、カツオ君が成年と偽ったことを意味する。
	(4) （問題） 水墨画の売買契約を取消すことができるかどうか検討する。 【1】 問題の概要について説明する。 （問題の概要）水墨画好きのオダさん(67)が、友人のアケチさん(70)から 110 万円で水墨画を購入した。オダさんは出張鑑定コーナーに応募したところ、評価額は 80 万円だった。オダさんは詐欺であるとして、売買契約を取消そうとした。 【2】 グループで考えてもらう。	(4) 今まで学習した内容や例題を活用して問題を解いてもらう。 【1】問題の概要を読んで理解してもらってもよいが、より分かりやすくするために、寸劇を披露し、具体的に捉えてもらう。 【2】説明者は、グループでの話し合いの間、巡回し、議論に詰まっているグループや、話し合いが問題から逸れているグループがないかを確認するとともに、適宜、アドバイスを行う。

	【3】 グループでの検討で、どのような過程を踏んで、結論が出たのか発表してもらう。	【3】明確な「正解」はないので、どのような話し合いの末に結論が出たのかを発表してもらう。
まとめ	3 授業全体を通して、契約についてまとめる（5分）	3　契約は基本的に守らなければならない。そのことは、「意思」と「信頼」の観点から説明できる。加えて、「意思」と「信頼」から、契約を守らなくてもよい場合があることも説明できることを理解してもらう。

Nov 2, 2015
守山中学校出張授業 1限用ワークシート

① 契約とはなんだろう？

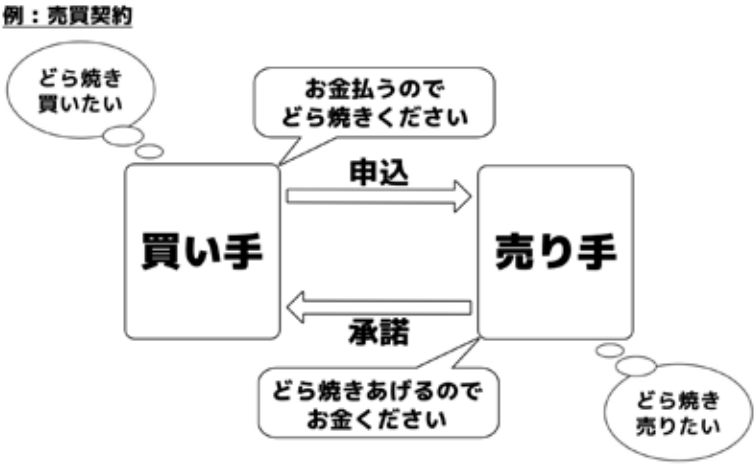
○ 契約と約束の例をあげてみよう！

○ 契約とはなんだろう？

契約

当事者の間で「自分が相手に対してすべきこと」と「相手が自分にしてほしいこと」を取り決めること。

② 契約のしくみ



Nov 2, 2015
守山中学校出張授業 1限用ワークシート

③ 契約はいつ成立するの？

ヒデヨシ君は、パンを買いにコンビニエンスストアに行きました。店の中にはたくさんのパンがあり、その中からあんパンを購入しようと思いました。

さて、いつの時点で契約は成立するのでしょうか。次のA～Dから1つ選んでみよう。

A. あんパンを手に取った時
B. 店員がレジ作業を始めた時
C. お金を払った時
D. あんパンを受け取った時

答え：＿＿＿＿

理由も考えてみよう。

④ どうして契約を守らなくてはならないのか？

契約を守らないといけない理由

◇ (　　)…契約した時の自分と相手の意思を大切にする。
　　自分で決めた取り決めの内容を実行する義務を負う。
◇ (　　)…「契約を守ってくれる」と思って行動した相手を裏切らない。

Nov 2, 2015
守山中学校出張授業 2限用ワークシート

例題 1

とある町にタラオ君という中学2年生の男の子がいました。
お年玉をもらったタラオ君は店で自分にふさわしい自転車に出会いました。親に無断で200万円のその自転車を買って帰ると母親は激怒し、返品してくるように言われました。

果たして返品できるのでしょうか？

1. 返品できる　　2. 返品できない

理由

判断能力…契約をしたことで自分の身に何が起こるか理解できる力

例題 2

タラオ君の兄のカツオ君は高校2年生です。タラオ君が買ってきた自転車を見て、カツオ君もその自転車が欲しくなり、店に買いに行きました。
今回は店で店員さんに年齢を聞かれました。しかし弟が返品させられた理由を聞いていたので、カツオ君は顔がそっくりな兄のマスオさん(23)の免許証を勝手に持ち出してきていたのです。それを見せてカツオ君は何とかあの自転車を買うことに成功しました。
しかし残念なことに、自転車を持って帰るとまたしても母親は激怒し、返品してくるように言われました。

果たして返品できるのでしょうか？

1. 返品できる　　2. 返品できない

理由

Nov 2, 2015
守山中学校出張授業 2限用ワークシート

問題

水墨画好きのオダさん(67)は、最近雪舟の絵の収集に情熱を注いでいました。そんな時、友人のアケチさん(70)が家を訪ねてきて…

アケチ「オダ殿！！知り合いの画商から買ってきたのじゃが、この絵どうですかな？わしは好きなのだが…」
オダ　「まさか、雪舟の絵ではないか！？」
アケチ「えっ…」
オダ　「鑑定書はあるのか…？いや、この筆づかいを見る限り雪舟の作品で間違いない！それで、いくらしたんじゃ？」
アケチ「(あ、あれ、勘違いしておるのか…？確か…これは海堂という者の作品だったが…ま、まぁいいか)100万円で買ったぞ」
オダ　「それなら110万円で売ってくれないか！？」
アケチ「う、うむ…」

オダさんはへそくりのお金で迷わずその絵を購入しました。

アケチ (うーん、悪いことしたかな…まあ100万円の価値はある作品だし、本人が「雪舟だ！」と喜んでいるならいいか…)

その後、某鑑定番組の出張鑑定のコーナーがオダさんの住む町に来るというので、オダさんは張り切って応募しましたが…
何と鑑定士の鑑定評価額は80万円で、鑑定の結果雪舟の作品ではなく、海堂の作品だと言われました。

オダ　「どういうことじゃ！鑑定士に雪舟の作品ではないと言われたぞ！！」
アケチ「し、しかしわしはあれが雪舟の作品とは一言も言うておらぬではないか…」
オダ　「な…！わしが雪舟かと聞いても否定しなかったではないか！」
アケチ「そ、それはオダ殿が勝手に勘違いしたのではないか！とにかく金は返せぬ！」
オダ　「いいや、これは詐欺じゃ！契約は取り消しじゃ！！」

Nov 2, 2015
守山中学校出張授業 2限用ワークシート

1. オダさんの問題点は何だろう。

2. アケチさんの問題点は何だろう。

3. 上の2問をふまえて取り消しできるかどうか自分の考えを選び、その理由も考えてみよう。

取り消しできる　・　取り消しできない